

◎桐生市議会情報番組「K J」第3回放送

平成25年12月2日（月）放送

〈市議会のPR〉

相沢議長 次は、第2部桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例についてお送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

周東副議長 前は、議会基本条例の第1章の第1条(目的)と第2条(基本理念)について説明をさせて頂きました。今回は、第2章の議会の活動原則について説明致します。この章は、第3条情報公開の徹底、第4条市民参加の促進、第5条市長との関係、第6条議会改革と議会機能の強化・充実、以上4つの条からなっています。前回と比べ内容が多いので、まず、第2章議会の活動原則の全体的な解説から行います。人見議員、お願いします。

人見議員 はい、議会の活動原則について示されている第2章は、桐生市議会として議会での活動をするに当り、私たち議員が守らなければならない事を、情報公開の徹底、市民参加の促進、市長との関係、議会改革と議会の機能強化・充実、という4つの項目に纏めたということです。

相沢議長 それでは、まず情報公開の徹底について、第2章の第3条から行きたいと思います。渡辺議員、条例を朗読して下さい。

渡辺議員 はい、それでは第2章の第3条を朗読します。

第2章 議会の活動原則

(情報公開の徹底)

第3条 議会は、正確な情報を市民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。

以上です。

周東副議長 はい、ありがとうございます。第2章の第3条を朗読して頂きましたが、相沢議長に、この部分の解説をお願いします。

相沢議長 はい、第2章の第3条は朗読して頂いた通り、情報公開の徹底について書かれています。この条文は、本会議や委員会など、議会活動に関する情報を積極的に市民の皆さんに提供して、様々な情報を知って頂き、共有することで、私たち議員の、議会運営の透明性を確保して、議会が何をやっているのか、わかりやすくした、開かれた議会の実現を目指し、議会を活性化していくことを定めています。

人見議員 議会は何をやっているか、市民の皆さんに知って頂くことは、議員が何をやっているのか、理解をして頂くことになります。市民と議員がしっかり繋がり、この情報公開の徹底は、市民に開かれた議会を実現するためには、絶対欠かせないと思います。

相沢議長 それでは渡辺議員、次の第4条を朗読して下さい。

渡辺議員 はい、それでは第4条を朗読します。

第4条 (市民参加の促進)

議会は、市民と協働によるまちづくりを進めるため、市民の声を反映する仕組みづくりに努めます。

以上です。

相沢議長 はい、ありがとうございます。今度は周東副議長に、この第4条の解説をお願いします。

周東副議長 はい、この第4条は、市民がまちづくりに積極的に関わり、市議会と市民が共に歩む市民参加の促進を目指すために、市民の声を聞く意見聴取や市民との話し合いの場を積極的に設

けることを定めています。

相沢議長 この市民参加ということですが、桐生市議会が既に行っている議会報告会・意見交換会という場所もありますが、もっと、いろいろな場を設けたいと思っています。リスナーの皆様からもお考えがありましたら、ご連絡頂きたいと思います。

周東副議長 市民の皆さんの提案を、お待ちしております。それでは、次の第5条に移ります。第5条を渡辺議員、朗読して下さい。

渡辺議員 はい、それでは朗読します。

第5条 (市長等との関係)

議会は、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて市政の発展に取り組みます。

以上です。

周東副議長 ありがとうございます。それでは相沢議長、解説をお願いします。

相沢議長 はい、第5条では、二代表制における議会と市長等との関係について規定しています。

市議会が二代表制の趣旨を踏まえ、市長等執行機関を監視する役割をもった機関であることを認識し、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たし、事務の執行の監視や評価を行うとともに、政策立案や政策提言を行い、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを定めています。

人見議員 はい、私は1期目の議員ですが、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことから様々な指摘をさせて頂きました。市民から選ばれた議員として監視だけでなく、いま必要な政策は何か、会派の皆さんと協力して提案もしていきたいと思っています。

渡辺議員 私も、同じ1期です。先輩の築いた桐生市議会の歴史を踏まえながら、市民福祉の向上と市政の発展のために、頑張っていきたいと決意しています。

周東副議長 それでは第6条に移ります。今日は朗読専門ですが、渡辺議員、お願いします。

渡辺議員 はい、それでは朗読します。

第6条 (議会改革と議会機能の強化・充実)

1 議会は、時代に即応した議会改革を進め、議会機能の強化・充実を図ります。

2 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組みます。

以上です。

相沢議長 ありがとうございます。この6条は1項と2項がありますが、纏めて解説を周東副議長に、お願いします。

周東副議長 はい、それでは第6条ですが、本条では、議会改革への姿勢について述べています。

第1項では、地方分権が進む中で、市民代表である市議会の役割は、ますます重要になっています。国の地方分権一括法が施行されて、市議会は、時代に即した議会改革に努めるため、また議会自らの判断と責任において、自主自立した活動を行うために、議会機能の強化・充実を図ることを定めています。

さらに第2項では、近年、高度化、複雑化する市政の諸課題、たとえば環境問題や人口減少問題等などに見られる諸課題や多様化する市民の声に対応するために、より一層の議会改革を、これからも継続していくことを定めています。

人見議員 地方分権の進展は、地方自治における市議会の役割と責任が、一層重くなってきていると感じています。地域に根差した議会機能の強化・充実は、重要なことであると思います。

渡辺議員 第2項目の社会環境、経済情勢等の変化も、地方においては大変な状況があると思います。その意味から議会として改革をし、自らも成長することで、様々な問題に対処して行くことも重要であると思います。

相沢議長 はい、これで、今回の議会基本条例については、終了させていただきます。最後に、明日12月3日から20日までの18日間、第4回定例会12月議会が開かれます。今回から本会議場の模様がインターネット中継され、ケーブルテレビ放映も行われることになりました。是非ご覧いただきたいと思います。また、桐生市議会に、是非ともお越しく下さい。議員一同、市民の皆様様の傍聴を歓迎致します。

以上で、第2部桐生市議会のPRのコーナーを終了致します。

〈一般質問：渡辺修議員〉

相沢議長 第3部は、本日ゲストで来て頂いています渡辺、人見両議員の一般質問のコーナーです。渡辺議員、人見議員、改めて、よろしくお願ひします。

渡辺・人見議員 よろしくお願ひします。

周東副議長 それでは、一般質問のコーナー前半を渡辺議員、お願ひ致します。

渡辺議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成25年第3回定例会 9月議会で行いました「米軍機低空飛行の事実把握について」であります。

周東副議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

渡辺議員 はい。ここ最近であります、大型飛行機が、桐生市上空を低空飛行で移動しているのを何度も見ました。この前も、桐生市役所の上空を低空飛行しておりました。そのことで、私のところに数件の相談が寄せられました。具体的には、「夜勤明けで寝ているところを起された」だとか、「赤ちゃんが起きてしまった」、「騒音を止めてくれ」、あるいは「飛行そのものを止めてくれ」といった内容の御相談をいただきました。米軍機かどうかはわかりませんが、低空飛行による問題を解決したいと考え、このテーマを選びました。

周東副議長 そうですね。私も、公務の合間に低空飛行している飛行機を見ましたが、当時の状況がどのようなものだったのか、説明をお願ひできますか。

渡辺議員 はい。私も実際に、編隊を組んで低空飛行している飛行機を見ましたが、8月21日の桐生タイムスの報道によりますと、8月19日の午後4時ごろ編隊を組んだ大型飛行機が、桐生市上空を低空飛行したとのことであります。桐生市総務課には、騒音に対する苦情が少なくとも5件寄せられたという報道であります。

周東副議長 なるほど。それでは、大型飛行機が低空飛行したことについて、桐生市は、どのような対応をとったのですか。

渡辺議員 はい。桐生市が当日、どのような対応をとって、どのような事実を把握したのかを総務部長に確認いたしましたところ、低空飛行する飛行機の爆音については、市民の皆様からの問い合わせ、あるいは庁舎から爆音を聞いたような場合、直ちに群馬県地域政策課へ問い合わせをし、また、そのような事実が発生したことを連絡しているということでありました。また、8月19日の飛行機の件についても、電話による問い合わせがあったので群馬県に確認したところ、事前に航空機の情報は入らないため把握できないということであり、米軍機かどうかの確認はできなかったということでありました。

周東副議長 そうですか。では、一般質問をした9月19日までの間に、わかったことはありましたか。

渡辺議員 残念ながら、群馬県から詳細に関する情報はなく、桐生市から確認をしたが、わからないということでありました。

私が、この一般質問をするにあたり、調査した内容ですが、米軍輸送機C130の飛行訓練であったということを確認しております。この輸送機は横田基地の所属であります。横田基地がある福生市の事務連絡ということで、福生市企画財政部長から福生市議会議員へ配布された資料によりますと、横田基地における機体飛行訓練及び、パラシュート降下訓練などの実施予定についてのお知らせというものが、防衛省を通じて、横田基地へ申し入れがされました。申し入れをしたのは、横田基地 周辺市町 基地対策連絡会であります。8月16日に飛行訓練をするという通知が、市の方へ入っております。それによりますと、C130輸送機、最大8機による編隊飛行訓練を、平成25年8月19日の月曜日、午後3時から8時ごろまで行なうというふうに書いてあります。さらに、8月20日から4日間にわたって、パラシュートによる、人員降下訓練も行なうというものであります。実は、当時の飛行ルートを示したマップ資料がありません。それには、横田基地から茨城県の北部、常陸大宮市へ行き、そこから栃木県の益子町と壬生町、それから群馬県に入り桐生市、伊勢崎市を通過し、南西方面へ向かって八ヶ岳の東側まで空路が示されています。

周東副議長 なるほど。そうすると、飛行ルートはわかりましたが、低空飛行の件については、どうだったのですか。

渡辺議員 はい。話が若干ありますが、今、何かと話題にあります、垂直離着陸輸送機オスプレイV20という飛行機がございます。この飛行機の特徴は、低空で停止できるというものであります。このオスプレイには、最低高度60メートルの飛行訓練が求められております。日本の航空法第81条に、最低安全高度というものがあありますが、国土交通省令では、離着陸を行なう場合を除いて、地上又は水上の人、又は物件の安全及び航空機の安全を配慮して、国土交通省で定める高度以下の高度で、飛行してはならないというものがございます。しかし、航空法81条の3項に、日米地位協定と国連軍地位協定の実施に伴う、航空法の特例に関する法律がありまして、これによりますと、米軍機と国連軍機には、日本の航空法は適用しないということが書かれてあります。今回問題なのは、「騒音がうるさい」ということはもちろんであります。低空飛行ということが問題であります。これは、住宅街などを低い高度で飛行していること自体が危険であり、上空150メートルと言えば、県庁庁舎の高さに相当します。仮にエンジントラブルがあって、そこで墜落ということにもなる場合に、住宅街を低空飛行していれば、甚大な被害が発生することが想像できるからであります。

周東副議長 渡辺議員は一般質問で、どのような考えを述べたのですか。

渡辺議員 先程も、申し上げましたとおり、仮に、問題となっている大型飛行機が米軍機であった場合、通達を1本出せば、どんな時点においても、日本の上空で米軍は、国内で絶対にできない超低空飛行訓練を行うこともできるということで、桐生上空を飛んだ大型飛行機の問題というのは、このように大きな問題に触れざるを得ないということ述べさせていただきました。

周東副議長 わかりました。その後、どのような質問をしたのですか。

渡辺議員 はい。桐生市において、市民の安全・安心のために自治体として、この件についての問題の対応は何かできるのか、どのように行うのかについて、質問いたしました。総務部長からいただいた答弁は、飛行機の通過があった場合、引き続いて県に情報提供、あるいは問い合わせを行うとともに、確認も行くと、それとあわせて、防衛省に対して飛行中止の要請していただくよう県に対してお願いをしていきたいと、そのように考えている、ということでありました。なお、このことについては、今年6月に群馬県市長会からも国に対して、米軍機の飛行訓練による騒音被害の解消等について、要望書を提出しているところであり、こういった機会も利用してまいりたいと考えている、ということでありました。飛行停止の要望も出していくということで、これは、非常に勇気あるというか、大事なことだというふうに受け止めております。また、県市長会長である太田市長が8月22日、ある懇談がありまして、8月19日の件を受けてこう言っています。広域的な問題であり、騒音測定器設置と事前通知を国への要望項目に追加したいというふうに述べておりますので、桐生市におきましても、その点で具体的な要求として、要望をさらにしていただきたいと、市民の安全・安心のために力を尽くしていただけるよう要望いたしました。

周東副議長 渡辺議員、ありがとうございました。

〈一般質問：人見武男議員〉

相沢議長 では、続いて、一般質問のコーナーの後半は人見議員、お願いします。

人見議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成24年第2回定例会 6月議会で行いました「桐生市地域防災計画について」であります。

相沢議長 このテーマを取り上げた背景や考えを教えてください。

人見議員 はい、まず、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災。地震による被害よりも、津波による二次災害が甚大でありました。いまだに、仮設住宅での生活を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃいます。一日も早い復興を、心より御祈念申し上げます。私は、このような痛ましい被害を少しでも軽減できるよう、より一層の安全・安心なまちづくりを目指したいと考え、東日本大震災後に修正いたしました、災害予防計画の中にあります自主防災組織について、そして、災害応急対策計画の中にあります福祉避難所の整備の2点について、現状を確認し、要望させていただきました。

相沢議長 そうですね。東日本大震災においては、たくさんの尊い命が奪われたほか、家屋や公共交通など、多大な経済的被害を受けましたね。 では、はじめに自主防災組織について、説明をお願いしますか。

人見議員 はい。まず、防災対策・災害対応を考えるうえで、自助・共助・公助という考え方がございます。自助とは、すなわち家族を含む自らの命は自らが守り、また備えるということであり、共助とは、近隣が互いに助け合い地域を守り、また備えることでもあります。そして公助とは、地方自治体をはじめ、警察や自衛隊などによる活動でございます。この考え方は、阪神淡路大震災以降に注目され、東日本大震災で、改めて再確認されました。さらに最近では、主に災害において、自助・共助・公助の役割分担の理解の重要性が言われております。災害は社会全体に影響するため、その影響を受ける個人、地域、行政のそれぞれの役割を明確にし、お互いを補完し合う必要があります。大規模な災害であればあるほど、国や地方自治体などが何とかしてくれると期待しがちではありますが、すぐに支援が受けられるとは限りません。そこで共助ということで、自主防災組織が重要になってくるわけであり、私は、自主防災組織が災害時には中心になっていくことを強く感じておりますので、自主防災組織の現状について、消防長に話を伺いましたところ、自主防災会で実施する講習や訓練への参加者は、中高年層が中心になっているということでありました。私は、災害時において、女性の力というものが大変重要になってくると考えております。いろいろな場面での細かい心遣い、そして女性でなければわからない部分もあると思っております。そういう部分で、若い人達、女性を取り込むような形で、自主防災組織が各地域に設立できるような働きがけが必要になってくると考え、強く要望いたしました。

相沢議長 なるほど。確かに、自主防災組織は重要ですね。では、自主防災組織が各地域に設立できるよう、どのような働きがけをしているのですか。

人見議員 はい。自主防災組織の設立について、消防長からいただいた答弁では、区長連絡協議会などを通じて、各町会に設立の呼びかけをお願いしているとのことでありました。また、平成24年6月6日に開催されました区長連絡協議会の席上におきましても、地域防災力向上のため、自主防災会設立の必要性を説明し、各町会長に行き届くよう、手引きとなるリーフレットなどを配布しているということでありました。

相沢議長 そうですか。先程ありました中高年層が中心ということに関しては、どのような対策をしているのですか。

人見議員 はい、そのことについては、青年層や女性層の自主防災講習や訓練への参加促進ということで、参加しやすい曜日や時間帯に合わせて講習や訓練を実施するなど、柔軟な対応を図ると共に、講習内容を青年層や女性層が知りたいことに合わせるなど、要望に合致した題材を取り上げ、興味が持てる内容を盛り込んで実施することを考えているということでありました。私は、

そういう中で地域における共助として、より多くの人達に講習会や訓練に参加していただき、自主防災組織が各地域に設立されるよう、強く要望いたしました。

相沢議長 自主防災の重要性についてはわかりました。もう一つ、重要な点がありましたよね。

人見議員 はい。災害応急対策計画の中にある避難施設の開設、収容についてであります。まず、現在桐生市に何人援護を必要としている人がいるのかを総務部長に確認いたしましたところ、桐生市 災害時 要援護者支援制度 実施要綱というものを定めている中で、具体的には65歳以上の一人暮らし高齢者、また要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている方、それから身体障害者手帳の交付を受けている者であって、1級または2級に該当する方、それから療育手帳の交付を受けている方でA判定を受けている方、さらには、その他援助を必要とする方と定義をしているとのことであります。そのような人達の中で、地域での支援を要望し、必要な個人情報を提供することに同意した方を登録しており、担当の保健福祉部では、平成23年9月26日の状況で、5,651名の方が登録しているとのことであります。

相沢議長 災害が発生した時、災害時 要援護者に登録した方を支援するわけですね。

人見議員 はい、そうです。しかし何らかの理由により、災害時要援護者に登録されなかった方でも、支援が必要になってくるのではないかと考えております。非常に難しいことではありますが、いろいろな部分で視野に入れて、検討する必要があるのではないかと考えております。

相沢議長 避難施設の開設については、どのようになっているのですか。

人見議員 はい、避難施設の開設について、総務部長からいただいた答弁では、市内に災害が発生した場合、まず、学校の体育館や公民館といった所に避難所を開設するわけですが、その他に、災害時 要援護者という方々のために、福祉避難所というものを開設するというものであります。この福祉避難所については、一般的には施設がバリアフリー化され、要援護者の利用に適し、また生活相談職員などの確保が比較的容易である、社会福祉施設などが適した施設とされております。桐生市では、福祉避難所としてふさわしい施設について、管理運営者の方に御協力をお願いをしているところであるとのことであります。また、これとは別に高齢者施設から、是非、福祉避難所として指定してほしいといった申し出があり、具体的な調整を進めているところである、という回答をいただきました。

相沢議長 要援護者のための福祉避難所開設は、非常に大切なことですよね。

人見議員 はい。弱い方々を周りで守っていくというような観点からしても、きちんとこれから取り組んでいただかなければならないというふうに思います。要援護者台帳には、5,000人以上の方が登録されておりますが、災害時に避難所に誘導するという事は、非常に困難なことだと思います。なるべく近くの場所で、早急に移動できるような場所が必要になってくるのではと考えます。そういうことを念頭に置いて、市有施設だけではなく民間事業所などといった、受け入れが可能な場所があれば、是非、積極的に取り組んでいただき、要援護者の方々が安心できるように、今後も取り組んでいただきたいということを要望させていただきました。

〈市のPR、条例関係〉

相沢議長 第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

周東副議長 今回は、8月27日から9月20日まで25日間の会期で開かれた、桐生市議会第3回定例会で可決した意見書について、リスナーの皆様にお伝え致します。ところで意見書とは何か、リスナーの皆さんにわかりやすく、議長の方から説明をお願いします。

相沢議長 はい、桐生市ホームページの桐生市議会の中にあります「桐生市議会の仕組み」にも掲載してありますが、その説明に沿って、お話をさせていただきます。

この意見書を提出することは、市議会の権限となっています。議会は、桐生市の意思を決定する機関として十分に活動できるように、重要な権限をもっています。その中で市の公益、い

わゆる、公共の利益に関することについて、国会及び国などの関係機関に対して、意見書を提出する権限である意見書提出権があります。つまり、議会を通して市民の声を国に伝える手続きが、意見書の提出であります。

周東副議長 それでは、第3回定例会9月議会で可決した「地方税財源の充実確保を求める意見書」と「新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書」について、その内容の説明に入ります。最初に、地方税財源についての意見書から行きたいと思います。

相沢議長 はい、「地方税財源の充実確保を求める意見書」は、全会一致で可決致しました。この内容は、「11月1日付け、桐生市議会だより」にも掲載致しましたが、地方財政は、社会保障関係費などの費用が年々増大し、財政需要が増加している中で、景気低迷に伴い地方税収も低迷するなど、地方財政の厳しい状況が続いています。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であるとして、国においてその対策を求めたものです。

周東副議長 その具体的な対策としては、2つの項目からなっております。まず1つ目は、地方交付税の増額による一般財源総額の確保であります。そして2つ目は、地方税源の充実確保等について、つまり、地方税の税源を充実させ、確保することです。

相沢議長 はいそうです。1つ目の地方交付税の増額による一般財源総額の確保については、具体的には、社会保障関係費の増加など地方の財政需要を、国の地方財政計画に的確に反映し、一般財源総額を確保すること。特に、地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。など地方交付税の増額、制度改革を求めています。

周東副議長 そうですね、さらに、依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠の維持や、地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されましたが、地方の固有財源である地方交付税を、国の政策誘導手段として用いることは避けること。など、地方交付税の地方の状況を踏まえた政策転換も、求めていますね。

相沢議長 はい、次に、2の地方税源の充実確保については、具体的には、地方が担う事務と、責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。さらに、個人住民税、固定資産税、法人住民税、自動車重量税及び自動車取得税、ゴルフ場利用税等については、地方を考えた現行制度の維持、改善をもとめ、新たに地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税の創設を新たに求めた内容になっています。

周東副議長 この意見書は、国は地方分権を進めていくなかで、財源もつけて権限の移譲等の分権をしてほしいとの地方の切実な声を、意見書にしたと言っても過言ではありません。では引き続き、「新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書」の説明を、お願いします。

相沢議長 この意見書は、消費税率の引上げに際して、国民の知る権利の保障と、議会制民主主義の健全な発展に大きく寄与する新聞について、消費税の軽減税率を適用してほしいということです。欧州各国では、新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。

周東副議長 はい、意見書の中でも紹介していますが、日本新聞協会が実施した調査で、8割を超える国民が軽減税率の導入を求め、6割が新聞や書籍にも軽減税率を適用するよう望んでいます。また、日本独自の戸別配達制度により、わが国の新聞普及率は世界でもまれな高水準にあり、今後も地域住民がより少ない負担で、どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持していくことは、民主主義と地域文化の健全な発展に不可欠であるとして、新聞への消費税の軽減税率適用を求める内容になっています。

相沢議長 この意見書は賛成多数で可決しました。なお、この二つの意見書は、内閣総理大臣や所轄の大臣宛に提出しました。
以上で、第4部を終了します。